

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

申立期間の賞与記録については、事業主による賞与支払届の提出が遅れ、年金給付に反映しない記録となっているので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年6月15日にA社から申立人に支給された賞与について、同社から提出された申立人に係る平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、標準賞与額(21万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月9日に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

申立期間の賞与記録については、事業主による賞与支払届の提出が遅れ、年金給付に反映しない記録となっているので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年6月15日にA社から申立人に支給された賞与について、同社から提出された申立人に係る平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月9日に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の年金任意継続被保険者として船員保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 11 日から 60 年 11 月 11 日まで

私は、同僚の船員から、退職後に船員保険の年金任意継続被保険者となれることを聞いていたので、昭和 60 年 12 月頃に A 社会保険事務所（当時）に電話をして状況を伝えたところ、すぐに納付書が送られてきて、同年 12 月に申立期間の 2 年分の船員保険の年金任意継続に係る保険料を一括納付した。

しかし、申立期間について、船員保険の年金任意継続被保険者としての記録が無く、国民年金の記録とされていることが分かったので、船員保険の年金任意継続被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が昭和 58 年 11 月から 60 年 12 月までの 2 年 2 か月分の国民年金保険料を同年 12 月に一括納付していることが確認できるところ、当該納付について申立人は、「国民年金保険料ではなく、船員保険の年金任意継続に係る申立期間の保険料の一括納付である。」と主張している。

しかしながら、船舶所有者別被保険者名簿によると、申立人は昭和 58 年 11 月 11 日に B 社に係る船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、船員保険の年金任意継続被保険者資格の加入申請が可能な期間は、船員保険被保険者資格の喪失日から 6 か月以内であることから、60 年 12 月の時点で、2 年前に遡って船員保険の年金任意継続被保険者資格を取得し、かつ同資格に係る申立期間の保険料を納付することは、制度上できなかつたものと認められる。

また、申立期間の船員保険の年金任意継続被保険者資格を取得するには、その申請手続を取り扱っていた C 県庁内の D 課で手続を行う必要があつたが、申立人は、同課に出向いた記憶又は連絡した記憶は無い旨供述している上、納付

した保険料額についての記憶も明確ではない。

さらに、船員保険任意継続被保険者名簿では、申立人が申立期間において年金任意継続被保険者資格を取得した旨の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の年金任意継続被保険者として、申立期間に係る船員保険料を納付していたと認めることはできない。